

令和6年度鳥取県会計年度任用職員（運転士） 採用試験募集案内



◆中部総合事務所県民福祉局倉吉児童相談所◆
〒682-0881 倉吉市宮川町二丁目36
電話(0858)23-1141 担当：吉田
<https://www.pref.tottori.lg.jp/kurayoshijidou/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	随時受け付けます ◎提出書類を中部総合事務所県民福祉局倉吉児童相談所へ直接持参又は郵送してください。 ◎郵送による場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。 ◎持参による場合は、必ず職員へ手渡ししてください。（土・日曜日、休日は警備員が常駐しています。） ◎電子申請サービスからの手続きも可能です。詳細は「7 受験申込手続」を参照ください。
試験日時	相談により日時を決定します ◎試験日時は相談により決定します。採用試験申込書には確実に連絡が取れる電話番号を記載してください。
試験会場	中部総合事務所県民福祉局倉吉児童相談所（倉吉市宮川町二丁目36）
試験結果発表日	試験日より3営業日以内に、受験者へ試験結果通知を郵送します

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	採 用 予定者数	職 務 内 容	配属先
運転士	1名	・一時保護児童の送迎に関すること ・その他庶務事務の補助に関すること	中部総合事務所県民福祉局 倉吉児童相談所 (鳥取県倉吉市宮川町二丁目36)

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 必要な資格、免許等
熱意を持って、安全・丁寧に児童の移送等の業務を行うことができ、次のいずれにも該当する者
 - ① 普通自動車第二種免許を有すること、又は普通自動車免許を有しており民間企業・官公庁等での乗客を主とする運転士業務経験を有すること。
 - ② 過去3年間交通違反・交通事故を起こさず、運転免許の行政処分を受けていないこと。
- (3) 地方公務員法第16条等に該当する人は受験できません。
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ② 鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ④ 地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

4 試験内容

試 験 種 目	配 点	内 容
作文試験	20点	知識、思考、表現能力等についての試験（60分）
適性検査		業務に対する適正についての検査（20分）
人物試験	25点	人柄、性向、態度についての試験（20分）

5 任用期間


採用日～令和7年3月31日（予定）

※採用日は調整の上決定いたします。

6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 日額8,130円 ※県一般職の給料月額の変更に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○期末勤勉手当（任用期間が6月以上で、基準日（6月1日・12月1日）に在職する場合） 期末手当：報酬の月額相当額の2.16月（6月期：1.08月分、12月期：1.08月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 ※県一般職の期末勤勉手当の変更に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり55,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,295円から40,557円までの範囲内で支給します 制度改正があった場合は、それによります。 ※月の途中で採用となった場合は、採用の翌月からの支給となります。</p>
福 利	健康保険（地方公務員共済）、厚生年金、雇用保険対象（加入条件を満たす場合に限る。）
休 暇	<p>(1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。</p> <p>(2)特別休暇等 公民権の行使、忌引き、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります ※有給休暇と無給休暇があります。</p>
勤務日及び 勤務時間	<p>1か月17日 午前7時30分から午後4時15分まで又は午前9時30分から午後6時15分まで</p> <p>※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）（以下「休日という。」）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて休日にも振替勤務を指示する場合があります</p> <p>時間外勤務は原則としてありませんが、公務のため臨時の必要がありやむを得ない場合においては、時間外勤務を命ずることがあります。</p>
任 用 の 期 間	従業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります。（再度の任用4回まで）
その他	乗務する公用車は、軽自動車です。

7 受験申込手続

提出書類等	<p>(1)採用試験申込書 1部 ※申込書には顔写真を貼付すること。</p> <p>(2)試験結果通知用返信用封筒 1通 (返送先の住所・氏名を記載し、84円切手を貼ること)</p> <p>(3)運転免許証等の写し、運転記録証明書等3の受験資格を証明できるもの</p>	
提出先	<p>鳥取県中部総合事務所県民福祉局倉吉児童相談所 〒682-0881 倉吉市宮川町二丁目36 電話(0858)23-1141 ◎提出書類を鳥取県中部総合事務所県民福祉局倉吉児童相談所へ直接持参又は郵送してください。 ◎郵送による場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。 ◎持参による場合は、必ず職員へ手渡ししてください。（土・日曜日、休日は警備員が常駐しています。）</p>	
その他	<p>(1)提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。 (2)記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。 (3)障がい等により試験実施時に何か配慮が必要な場合は、申込時にお知らせください。 ただし、お申出内容によってはお応えできないことがあります。 (4)受験希望者には、追って電話にて連絡をします。採用試験申込書には、確実に連絡が取れる電話番号を記載してください。 (5)感染症予防対策を講じた上で、試験を実施します。</p>	

8 合格者の決定方法

作文試験、人物試験の得点を合計した得点の高い順に合格者を決定します。
ただし、各得点又は合計した得点が、それぞれの一定の基準に満たない場合は不合格とします。

9 試験結果の発表

全ての受験者に文書にて結果を通知します。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）**が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等**写真により受験者本人が確認できるもの**を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む）	合格発表日から1月間	鳥取県中部総合事務所 県民福祉局 倉吉児童相談所 (鳥取県倉吉市宮川町2丁目36)

また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に84円切手を貼った宛先明記の通知用封筒（定型長3（23cm×12cm））を持参してください。

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。（遅刻者は受験できません。）
- (2) 受験の際は、筆記用具（HB又はBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

13 試験会場

